消費生活用製品安全法に基づく立入検査に御協力をお願いします

検査の趣旨

平成**19**年**11**月に**消費生活用製品安全法**が改正され、消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い製品（「**特定保守製品**」という。）について、消費者に保守情報を提供するとともに、製造・輸入事業者（「特定製造事業者等」という。）が点検を行う**長期使用製品安全点検制度**が創設され、平成21年４月から施行されました。この中で、**特定保守製品の販売事業者等（「特定保守製品取引事業者」という。）は、特定保守製品の購入者に対し、一定の説明義務等を負う**とされています。

盛岡市では、特定保守製品取引事業者がこの法令で義務付けられた説明義務等をきちんと行っているか確認するため、盛岡市内各取引事業者の立入検査を行っておりますので、検査に御協力くださるようお願いします。

検査対象（特定保守製品）

① **石油給湯機**
② **石油ふろがま**

検査項目

○ **以下の点について確認します。**
① 長期使用製品安全点検制度についての認識
② 特定保守製品を引き渡す際の説明義務の実施状況
(所有者票が添付されている場合は、その旨の説明を含む。)
③ 所有者情報提供協力責務の実施状況
④ 取り扱っている特定保守製品及び表示の適否の確認

法令違反が確認された場合

検査の結果、説明義務違反等が確認された場合は対応報告書の提出を、特定保守製品の表示等に違反（特定製造事業者等の違反）があった場合は当該違反製品の販売を差し控えるよう協力をお願いする場合がありますので、ご了承願います。

担当　〒020-8530　盛岡市内丸3番46号　盛岡市役所内丸分庁舎４階
盛岡市消費生活センター　（TEL　019-604-3301）

R6.8